資料（１）

令和２年１月８日
総務部契約検査課

牛久市の近年における契約検査制度の改革について

牛久市では、各関係法令の改定に伴い契約検査制度の改革に取り組んでいます。また、令和元年６月に「建設業法」、「入札契約適正化法」、「品確法」が一体的改正により『新・担い手三法』が施行されました。今後においても引続きアンテナを高くして情報収集し法令遵守に努めて参ります。

下記に平成２９年度から今年度に実施した制度の概要を取りまとめましたので、積極的に活用して今後に活かしていただければ幸いです。

【平成２９年度施行】

１．積算基準及び標準歩掛等公表要領の制定

積算基準・標準歩掛・労務単価・資材単価の公表要領を平成２９年９月２６日に定め、閲覧による公表を行っています。

この公表要領は、牛久市が発注する建設工事等について、契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事等の積算に用いる積算基準・標準歩掛・労務単価・資材単価の公表に関し、必要な事項を定めています。

なお、公表している積算基準等は、茨城県で公表している資料と同様のものとなります。

（ホームページ及び本庁舎３階情報公開統合窓口で閲覧できます。）

【平成３０年度施行】

１.工事費内訳書の提出

これまで市では、建築工事では予定価格５，０００万円以上、建築工事以外では予定価格２，５００万円以上の工事入札において工事費内訳書の提出を求めておりましたが、法律改正に伴い平成３０年４月１日以降に執行する全ての工事入札案件（設計金額が１３０万円以上）について工事費内訳書の提出を求めることとしました。

２．最低制限価格の運用

最低制限価格制度は、工事等の請負契約についてダンピング（技術上常識で考えられない低価格の落札）による弊害の防止に効果があるとされていますが、当市においては、牛久市契約規則（平成１１年規則第１５号）等で規定はされているものの、事務取扱に係る規定がなかったため、実際の運用ができない状況でした。今般、「牛久市最低制限価格の決定等に係る事務取扱いに関する告示」を制定し、最低制限価格設定の必要が生じた際に、速やかに運用を行えるようにしました。

２－１　最低制限価格設定の対象となる案件

・競争入札により発注する建設工事のうち市長が認めるものとします。

２－２　最低制限価格の算出方法

・最低制限価格の設定については、中央公契連モデルを準用することを基本とします。
（現在は平成３１年４月の中央公契連モデルを採用しています。）

・茨城県においては、建築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む）及び昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事において、直接工事費相当額及び現場管理費相当額の補正を行っています。

・上記の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長が発出している「『予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱い』の運用について」において示されているものを受けたものであり、当市においてもこの補正を採用しました。

２－３　最低制限価格の公表の取り扱い

・最低制限価格はすべて「非公表」です。
（牛久市契約事務手続要綱第８条第２項）

２－４　最低制限価格の設定案件について

・最低制限価格の設定の判断については過去の類似案件における落札率等を勘案して個別に判断することとします。

３．工事成績評定の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）第１７条により作成された指針に従い、公共工事の適正な施工に加えて、公共工事成績評定の透明性及び適切な業者選定の確保を図るために制定したものです。

平成３０年４月１日以降に契約した建設工事について適用。

３－１　対象建設工事及び公表

・評定対象は、１件の設計金額が１３０万円以上の建設工事。

・評定は、工事検査採点基準により採点し、建設工事成績表に記入。
・評定の結果を工事成績評定通知書により速やかに当該工事の受注者へ通知。
・工事成績評定通知をした日から起算して３０日以内に、工事成績評定結果表によりホームページで公表。
・公表は契約主管課で行い、公表期間は、工事完成検査を行った日の属する年度の翌年度まで。

３－２　工事検査採点基準の見直し

工程管理→工期→工期内の完成時期→ｃ. 工期内完成（5 日以内短縮）
ｄ. 工期の 10%未満遅延（10%未満）
ｅ. 工期の 10%以上遅延（10%以上）

⇩

工程管理→工期→完成時期→c. 工期内完成（5 日短縮）
d. 工期内完成（3～4 日短縮）
e. 工期内完成（0～2 日短縮）
※（　）内は検査職員基準

４．ワンデーレスポンスの実施【試行】

ワンデーレスポンス（即日回答）とは、工事現場において発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事の品質確保が懸念されます。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図るために実施します。また、対象となる工事は、設計金額が５００万円以上について実施します。なお、詳細については特記仕様書等をご確認下さい。

平成３０年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

５．工事請負契約における設計変更ガイドライン

工事請負契約における設計変更等に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに設計変更可能なケース又は不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。設計変更ガイドラインの主旨を十分に踏まえつつ、設計変更を適切に行うための発注者及び受注者双方にとっての共通手引きとなるように、本取組の円滑な実施に努めるものとします。また、本ガイドラインは、一般的な考え方を示します。

平成３０年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

【平成３１年度施行】

１．工事一時中止に係るガイドラインの制定

建設工事において、牛久市工事請負契約約款第２０条（工事の中止）により、「受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない」こととなっています。

受発注者間で慎重に協議して客観的に捉え、業務の適正な対応を行うために、本ガイドラインの活用をして下さい。

平成３１年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

２．工事請負契約における設計変更ガイドラインの一部改訂

工事請負契約における設計変更ガイドライン（新規）を平成３０年４月１日以降に契約する建設工事について適用し、ホームページによる公表を開始しました。

今回、工事一時中止に係るガイドラインの制定に伴い、工事請負契約における設計変更ガイドラインの一部改訂を行いました。

改訂内容は、Ｐ．１２　７．設計変更手続きフローの中段「工事一時中止」を「工事一時中止に係るガイドライン」に変更しました。

平成３１年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

３．設計照査ガイドライン

建設工事において、牛久市工事請負契約約款第１８条（条件変更等）により、「受注者が設計図書の照査を自らの負担により行う」こととなっています。

今年度より、工事請負契約における設計変更ガイドラインを運用し解説をしていますが、詳細（照査項目チェックリスト等）について示し、設計図書の照査項目及び内容・照査項目チェックリスト（照査資料も併せて添付）を積極的に活用することにより受発注者の共通認識及び業務の円滑化を図るために設計変更ガイドラインを制定し公表しました。

平成３１年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

４．建設工事に係る施工条件明示

平成２６年６月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（品確法）が改正されました。法令を順守すると共に工事請負契約における設計変更等に係る業務の円滑化を図るために、「施工条件を明示」することにより、発注者と受注者がともに共通認識が生まれます。また、「施工条件明示チェックリスト」を積

極的に活用することにより、発注者への質疑事項等が明確になり建設工事がより円滑に進められることから「建設工事に係る施工条件明示の手引き」等を制定し、公表したところです。

※発注者は、施工条件を明示します。受注者は、施工条件明示チェックリストにて施工条件と施工現場の相違や確認事項を取りまとめ協議資料として活用していただきます。

平成３１年４月１日以降に契約する建設工事について適用。

５．法定福利費を内訳明示した見積書の作成について

平成２４年１１月に国土交通省土地・建設産業局より施行された、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が平成２８年７月に一部改正され、見積書に法定福利費の内訳明示が必須となりました。

法定福利費を内訳明示した見積書とは、下請業者が元請業者（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したものです。これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにするためのものです。なお、建設業法第２０条に規定する見積に該当するように作成して下さい。

平成３１年２月８日　施行

６．牛久市建設工事成績の評定に関する告示の一部を改正する告示について

昨年度より「牛久市建設工事成績の評定に関する告示」に定められた工期及び入札参加資格審査の主観評点の算出について、基準を明確かつ公平で客観的に評価できるよう改正しました。

工事検査採点基準（工事検査採点基準（別表））

（変更前）

項目	細別	審査要素	採点の着眼点
B 工程管理	工期	完成時期	a　工期の 10%以上短縮 b　工期の 10%未満短縮（6 日以上又は 10%以内） c　工期内完成（5 日短縮） d　工期内完成（3～4 日短縮） e　工期内完成（0～2 日短縮）
	（略）	（略）	（略）

（変更後）

項目	細別	審査要素	採点の着眼点
B 工程管理	工期	完成時期	a　工期の22日（15日）以上短縮 b　工期の15～21日（8～14日）短縮 c　工期の14日（7日）前 d　工期の7～13日（4～6日）前 e　工期の0～6日（0～3日）前
	（略）	（略）	（略）

（　　）内は検査職員基準

入札参加資格審査の主観評点

牛久市建設工事成績の評定に関する告示第 5 条において検査職員及び監督職員の採点持分は各々50 点となっているが、標準点数は検査職員 35 点、監督職員 36 点と差異がある他、合計が 71 点となります。

標準点数については、入札参加資格審査の主観評点と関係があり、国や県、その他多くの市町村で（工事成績－標準点）に任意の倍数を乗じたものを採用しているケースが多いです。

牛久市の場合は、牛久市契約規定第 11 条第 2 項の主観評点の算出式において「工事成績から 70 点を減じた数値に 2 を乗じて得た数値とする。」の記載があり、標準点の 71 点ではなく、70 点を減じています。

前述の 2 点を改善するために、採点表を一部改正し、検査職員・監督職員とも標準点を 35 点（合計 70 点）とし、主観評点の算出式にも適合する形となりました。

７．牛久市建設工事施工適正化指針及び牛久市施工体制確認要領の策定

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）第１７条において指針を定め、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（入札契約適正化指針）が定められました。その指針において、「施工体制把握のための要領」を策定し公表することとなってます。

監督業務を統一的かつ適正に行うために、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立に関し、公共工事の適正な施工を確保するにあたっての建設業者の取り組みと、施工段階における指導・監督等、発注者の果たすべき役割を定め、建設業の健全な発達を図るために「牛久市建設工事施工適正化指針」及び「牛久市建設工事施工体制確認要領」を策定しました。

また、補足資料として「工事現場の施工体制に係るＱ＆Ａ」や「主任（監理）技術者となり得る国家資格等一覧」も併せて公表いたしました。

平成３１年４月１日以降に完成した建設工事から適用。

８．牛久市最低制限価格の決定に係る事務取扱いに関する告示の一部改正

平成３１年３月に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの低入札価格調査基準算定式が改正となったため、改正を行いました。

改正前

平成 29 年 4 月中央公契連モデル

1　予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額

2　特別なものについては 1 にかかわらず契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

改正後

平成 31 年 4 月中央公契連モデル

1　予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額

2　特別なものについては 1 にかかわらず契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

令和元年７月１０日　改正

モデル名	設定範囲 （予定価格に対する割合）	算定式
平成３１年４月	75%～92%	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55

ガイドライン関係等のホームページ保存場所

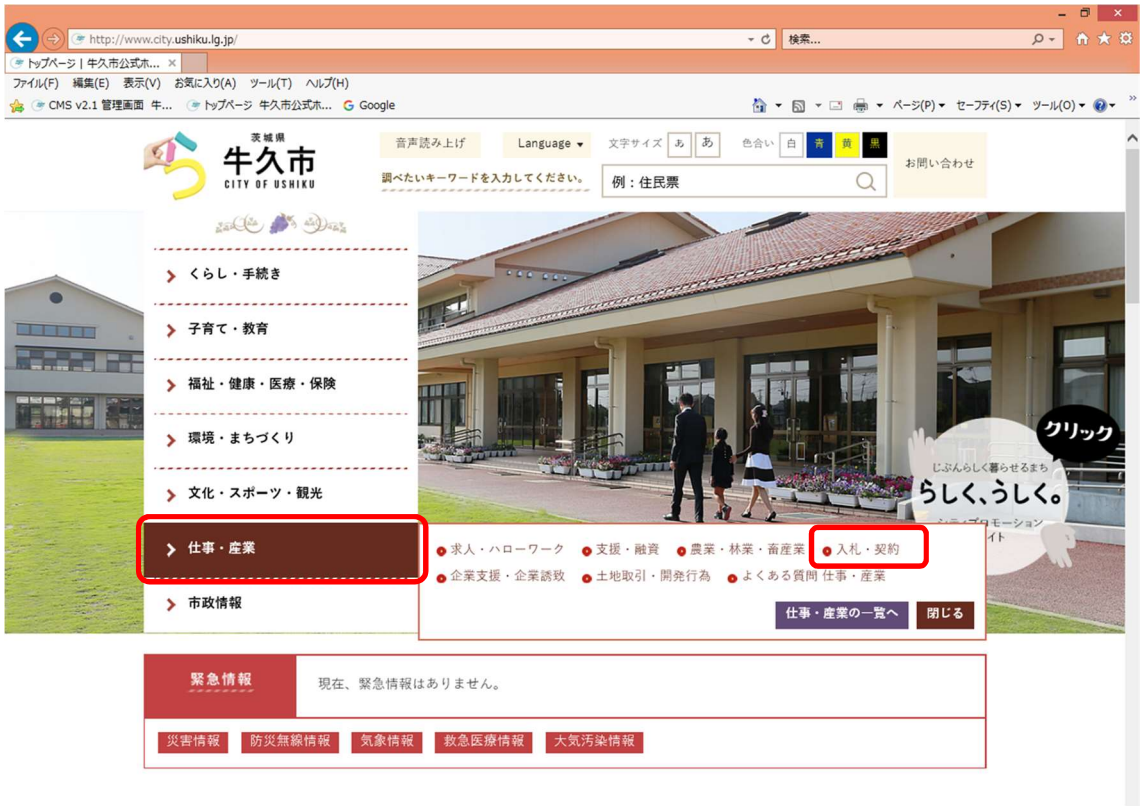

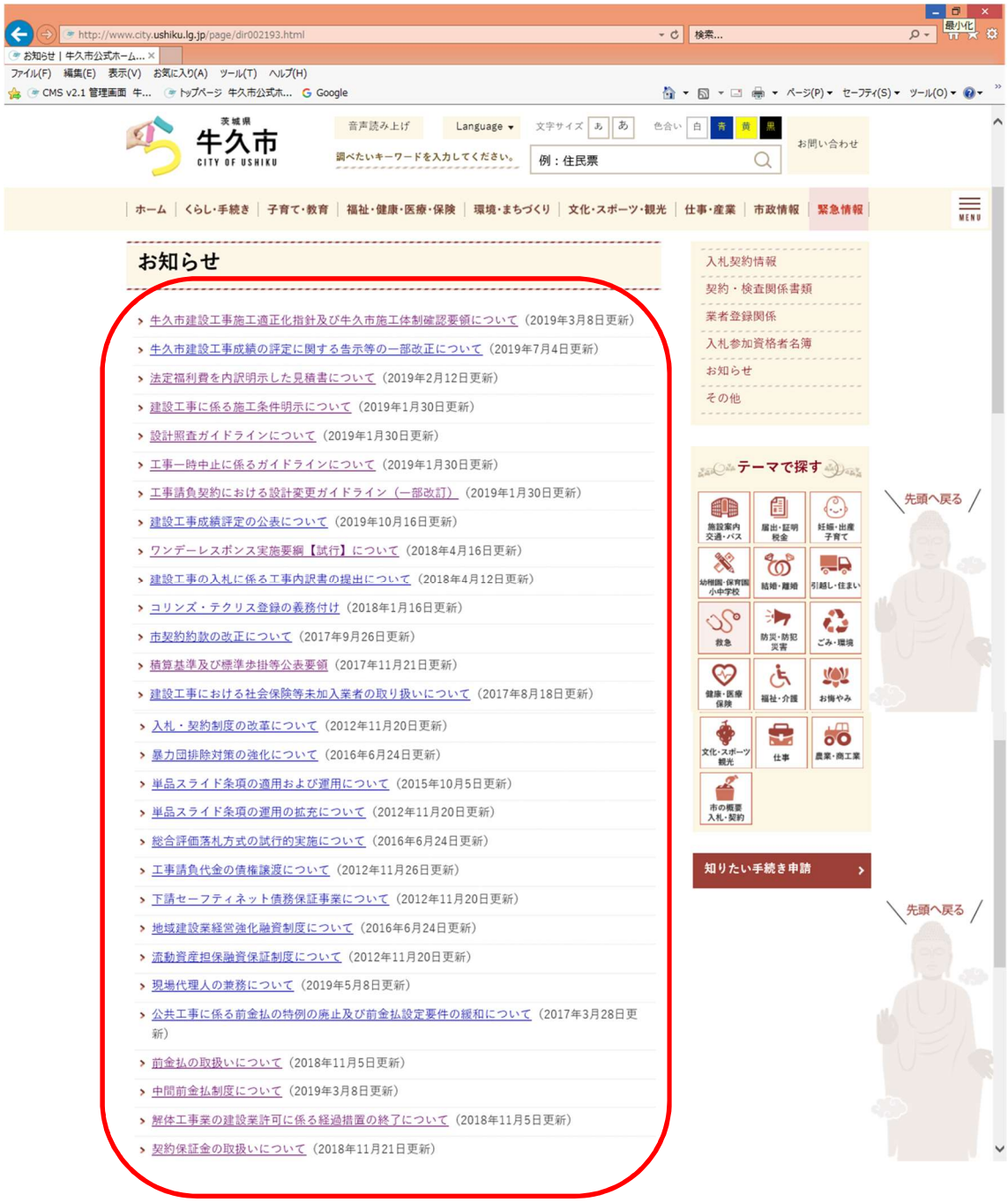
http://www.city.ushiku.lg.jp/page/dir002193.html
茨城県
牛久市
CITY OF USHIKU
音声読み上げ
Language
文字サイズ
色合い
お問い合わせ
調べたいキーワードを入力してください。
例：住民票
ホーム
くらし・手続き
子育て・教育
福祉・健康・医療・保険
環境・まちづくり
文化・スポーツ・観光
仕事・産業
市政情報
緊急情報
MENU
お知らせ
牛久市建設工事施工適正化指針及び牛久市施工体制確認要領について（2019年3月8日更新）
牛久市建設工事成績の評定に関する告示等の一部改正について（2019年7月4日更新）
法定福利費を内訳明示した見積書について（2019年2月12日更新）
建設工事に係る施工条件明示について（2019年1月30日更新）
設計照査ガイドラインについて（2019年1月30日更新）
工事一時中止に係るガイドラインについて（2019年1月30日更新）
工事請負契約における設計変更ガイドライン（一部改訂）（2019年1月30日更新）
建設工事成績評定の公表について（2019年10月16日更新）
ワンデーレスポンス実施要綱【試行】について（2018年4月16日更新）
建設工事の入札に係る工事内訳書の提出について（2018年4月12日更新）
コリンズ・テクリス登録の義務付け（2018年1月16日更新）
市契約約款の改正について（2017年9月26日更新）
積算基準及び標準歩掛等公表要領（2017年11月21日更新）
建設工事における社会保険等未加入業者の取り扱いについて（2017年8月18日更新）
入札・契約制度の改革について（2012年11月20日更新）
暴力団排除対策の強化について（2016年6月24日更新）
単品スライド条項の適用および運用について（2015年10月5日更新）
単品スライド条項の運用の拡充について（2012年11月20日更新）
総合評価落札方式の試行的実施について（2016年6月24日更新）
工事請負代金の債権譲渡について（2012年11月26日更新）
下請セーフティネット債務保証事業について（2012年11月20日更新）
地域建設業経営強化融資制度について（2016年6月24日更新）
流動資産担保融資保証制度について（2012年11月20日更新）
現場代理人の兼務について（2019年5月8日更新）
公共工事に係る前金払の特例の廃止及び前金払設定要件の緩和について（2017年3月28日更新）
前金払の取扱いについて（2018年11月5日更新）
中間前金払制度について（2019年3月8日更新）
解体工事業の建設業許可に係る経過措置の終了について（2018年11月5日更新）
契約保証金の取扱いについて（2018年11月21日更新）
入札契約情報
契約・検査関係書類
業者登録関係
入札参加資格者名簿
お知らせ
その他
テーマで探す
先頭へ戻る
知りたい手続き申請
先頭へ戻る